

水産庁

プレスリリース

平成26年9月19日
水産庁

「国際捕鯨委員会(IWC)第65回会合」の結果について

平成26年9月15日(月曜日)から9月18日(木曜日)まで、ポルトロージュ(スロベニア共和国)において「国際捕鯨委員会(IWC)第65回会合」が開催され、鯨類資源の保存管理や持続的な利用について議論が行われました。

1. 日程及び場所

日程: 平成26年9月15日(月曜日)から9月18日(木曜日)
場所: ポルトロージュ(スロベニア共和国)

2. 出席国

IWC加盟国88カ国のうち64カ国

3. 我が国出席者

森下丈二IWC日本政府代表(独立行政法人 水産総合研究センター 国際水産資源研究所所長)、香川謙二水産庁次長、平山達夫外務省経済局漁業室長ほか

4. 結果概要

(1) 議長・副議長の選出

今次会合は、コンプトン・セントルシアIWC政府代表が議長を務めました。

(2) 先住民生存捕鯨

デンマークが提案したグリーンランド先住民生存捕鯨の年間の捕獲枠(ミンククジラ176頭、ナガスクジラ19頭、ホッキョククジラ2頭、ザトウクジラ10頭)が投票に付され、採択されました。

採決の結果: 賛成46票、反対11票(棄権3票)
(採択には4分の3の賛成票が必要)

(3) 社会経済的影響と小型捕鯨(我が国沿岸小型捕鯨)

我が国が提案した北西太平洋ミンククジラの捕獲枠(道東沖及び三陸沖において17頭)が投票に付され、否決されました。

採決の結果: 賛成19票、反対39票(棄権2票)
(採択には4分の3の賛成票が必要)

これを受け、我が国より「商業捕鯨モラトリアム」と呼ばれる附表10(e)の解釈について、ワーキンググループを立ち上げて議論することを提案しました。

(4) サンクチュアリー

ブラジル、アルゼンチン等が共同提案した南大西洋サンクチュアリー設置提案(南大西洋を保護区域とし、一切の商業捕鯨を禁止するもの)は、採択に必要な4分の3の賛成が得られず、否決されました。

採決の結果: 賛成40票、反対18票(棄権2票)
(採択には4分の3の賛成票が必要)

(5) 科学的許可(鯨類捕獲調査)

我が国より、2015年に南極海において新たな捕獲調査を実施する旨及び今後のスケジュール(本年秋に科学委員会に計画提出等)について説明をしました。

(6) 海上の安全(妨害活動への対応)

我が国より、シー・シェパード(SS)の妨害状況を示しつつ、旗国(豪州、オランダ)等に対し、SSIによる妨害活動を阻止するよう実効的な措置を強く求めました。

これに対し、豪州及びオランダより、海上の安全確保は重要であるとSSの妨害活動を非難しつつ、国際法に基づいて対応したい旨意見が出されました。

また、太地町(和歌山県)より、SSの妨害行為につき説明し、妨害があろうとも、イルカ追い込み漁を止めることはない旨宣言しました。

(7)ニュージーランド提案

ニュージーランドが提案したIWC本委員会(隔年開催のため、次回は2016年開催)が検討するまで捕獲調査の許可を発給しないよう勧告する決議案が投票に付され、採択されました。

採決の結果:賛成35票、反対20票(棄権5票)

(採択には過半数の賛成票が必要)

この結果を受け、我が国は、決議は締約国政府の特別許可の発給の権利を制限しようとしていると指摘し、国際司法裁判所の判決を踏まえ、新たな南極海鯨類捕獲調査を2015年度から実施すべく、そのための取組みを着実に進めていくこと、我が国の取組みは、国際捕鯨取締条約(ICRW)の規定に完全に合致した国際法及び科学的根拠に基づくものであることを説明しました。

(8)その他

ガーナより、飢餓に苦しむ途上国の基本的人権を確保するため、FAOが定めた食料安全保障のための戦略に基づき、鯨類を重要な食料資源のひとつと位置づける旨を内容とする「食料安全保障に関する提案」の趣旨を説明しました。米国、モナコ、ガボン、イタリア、ドミニカ共和国等より、基本的人権の確保、食料安全保障の重要性は否定しないが、基本的人権の問題はIWCで議論すべきでない、食料安全保障の問題についてはFAOで議論すべき、コンセンサスを目指し修正案を提起したいが議論の時間が限られている等の意見が出ました。ガーナは、会期間中に協議を継続し、2016年の本委員会でのコンセンサスによる採択を目指す発言しました。

5.次回会合

次回のIWC本委員会は、平成28年に開催されることになりました。(場所未定)

なお、IWC科学委員会が、平成27年5月から6月にかけて、サンディエゴ(アメリカ合衆国)で開催されることになりました。

6.その他

<平成26年9月12日付けプレスリリース「国際捕鯨委員会(IWC)第65回会合」の開催について>

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/enyou/140912.html>

— お問い合わせ先 —

資源管理部国際課
担当者: 捕鯨班 成澤、魚谷
代表:03-3502-8111(内線6762)
ダイヤルイン:03-3502-2443
FAX:03-3504-2649

[ページトップへ](#)

Copyright:2007 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話:03-3502-8111(代表)

水産庁